

社会福祉法人 真和会  
(長崎県諫早市仲沖町543番地2)

令和2年6月30日現在

評議員

氏名	所属等
松本俊一	市民活動センター長
田中礼華	学童クラブ経営 (NPO法人理事長)
緒方勝昭	美容室経営
高取広典	薬剤師
横枕都紀美	看護師
三宅基次	老人福祉施設 施設長
片山量海	保育所 園長

役員 (理事・監事)

役職	氏名	職業	役員資格	代表権 有無
理事長	土井 淳一	施設長	施設長	有
理事	明島章也	福祉施設施設長	学識経験	無
理事	野中 秋吉	無職	学識経験	無
理事	池田 和雄	無職	地域関係者	無
理事	高名 洽	会社経営	財務	無
理事	土井 恭子	無職	その他	無
監事	池松 正光	無職	財務	無
監事	小森 祥平	会社員	事業・活動	無

社会福祉法人真和会  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人真和会（以下「当法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(業務の種類)

第3条 この法人の業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・評議員会への出席
- (2) 監事による定期の監査又は臨時監査
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬の支給)

第4条 役員及び評議員の職務執行の対価としての報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、第3条の(1)(2)(3)の業務の場合は、費用弁償として1日あたり3,000円を支給するものとする。

2 第3条の(4)の場合は、以下の規定により支給することができる。

3 前払いを要するものについては、前もって支給することができるものとする。

(旅費の支給)

第6条 役員が出張した場合には、当該役員に対し、旅費を支給する。

(旅行命令)

第7条 公務による旅行は理事長の旅行指示によって行われなければならない。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定する。

ただし、予算等の都合により減額又は実費支給とすることができる。

2 旅費の計算は「菜の花こども園職員旅費支給規程」の園長に対する支給額を準用する。

(旅費の請求及び支払)

第9条 旅費の請求及び支払については、別紙「領収書」による。

(改正等)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

これまで「役員報酬規程」を改め、「役員及評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」とし、平成29年 4月 1日から施行する。(平成29年3月30日理事会承認)